

東海市条例第 24 号

東海市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東海市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年東海市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 20 条において」に改め、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に改め、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条、第 54 条及び第 55 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条、第 54 条及び第 55 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。